平成２７年度２学期における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

平成２７年８月２２日～平成２８年１月２２日（前回報告から本日まで）

２　概　　要

　　期間中、１５件（１７名）の懲戒処分を行った。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 | １ | １ | ３ | １ | ６ |
| 支援学校 | ２ | １ | ２ |  | ５ |
| 中学校 | １ | １ | １ |  | ３ |
| 小学校 | １ |  | １ | １ | ３ |
| 合　計 | ５ | ３ | ７ | ２ | １７ |

（１）一般服務関係…７件（９名）

①体罰…４件（５名：管理監督責任１名含む）

ア　府立高等学校　男性教諭（５３歳）『減給６月』

　　　　平成２４年度から平成２６年度にかけて、６２名の生徒に対し、　１６２回にわたり、定期考査や小テストで欠点をとったり、校則違反をした際などに、げんこつや野球の硬球で頭を叩く等の体罰を行った。

イ　府立支援学校　女性教諭（５６歳）『減給３月』

授業中、居眠りをしていた男子生徒を起こす際、当該生徒の後頭　部を叩く体罰を行った。

　　　　また、同教諭は、過去にも授業中に寝ていた当該生徒を起こすため、背中を叩く不適切な指導を行っていた。

〈管理監督責任〉

　　　・　府立支援学校　男性校長（５４歳）『減給１月』

教諭の体罰や他にもあった不適切な指導の禁止を徹底できず、さ　らに、これらの行為について徹底した調査を行わず、事態を長期化させるなど、適切な学校運営を行っていなかった。

ウ　府立高等学校　男性教諭（６０歳）『減給１月』

授業中、ノートをとらない男子生徒を指導する際、当該生徒の頭を叩く体罰を行った。

また、過去にも４名の男子生徒の頭や頬を叩く、臀部を蹴る体罰を行っていた。

４－２

　エ　府立高等学校　男性教諭（５４歳）『戒告』

クラブ指導中、ミスをした部員を責める男子部員の左頬を叩き、左太ももを蹴り、右頬を叩く体罰を行った。また、「帰れ。お前はこうしないと分からん奴やねんな。体罰を受けたと教育委員会に訴えろ。」と体罰を正当化するような不適切な発言をした。

なお、同教諭は、過去にも体罰を行い、「訓告」の服務上の措置を受けていた。

　②営利企業従事制限違反等…１件（１名）

　　・　市立中学校　男性校長（６０歳）『減給１月』

　　　　　平成２６年８月、地方公務員法第３８条第１項の規定に違反し、市教育委員会の許可を受けず、報酬を得て教科書会社が開催した編集会議に出席した。

③入学者選抜に関する不適切な文書の配付…１件（１名）

　　　・　府立高等学校　男性首席（５１歳）『停職１月』

　　　　　　勤務校の平成２８年度入学者選抜において、自分が顧問を務める部活動への入部希望者が優遇されるかのような誤解を与える不適切な文書を１５７校の中学校クラブ顧問及び６５チームの少年スポーツチーム指導者に送付した。

④虚偽の出張届出及び欠勤…１件（２名）

・　市立小学校　男性教諭（５８歳）『減給３月』

・　市立小学校　女性教諭（５９歳）『戒告』

平成２５年４月及び同年８月、校外学習の下見のために出張した際、男性教諭の自家用車を利用したにもかかわらず、公共交通機関を利用したと虚偽の届出をし、出張旅費を不正に受給していた。

　　　　　　また、１日で行った出張を２日間に分けて行ったと虚偽の届出をし、正当な理由なく、１日間欠勤した。

　　　　　　さらに、男性教諭は、公共交通機関を利用したという虚偽の届出を繰り返し、加えて、同行した他の教員にも虚偽の届出をするよう要請していた。

（２）公金公物関係…２件（２名）

①横領…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（３４歳）『懲戒免職』

　　　　平成２６年度に親睦会の会計を担当し、平成２６年４月から平成２７年４月にかけて、約４０回にわたり、親睦会の預金口座から、１，１１０，９５２円を着服した。

４－３

②手当の不正受給…１件（１名）

・ 府立高等学校　男性教諭（５９歳）『減給１月』

　　　　公共交通機関を利用する通勤認定を受け、これにより算出された通勤手当の支給を受けながら、原動機付き自転車による通勤を常態化させ、約３６か月間、通勤手当を不正に受給した。

　　　　また、同教諭は、過去にも通勤手当の不正受給を行い、「減給３月」の懲戒処分を受けていた。

（３）公務外非行…６件（６名）

　　①痴漢…１件（１名）

・ 府立支援学校　男性教諭（４０歳）『停職６月』

飲酒して電車に乗り、横に座っていた女性の手を触り、肩を引き寄せ、大阪府迷惑行為防止条例違反（痴漢）の容疑で現行犯逮捕された。

　　②児童ポルノ禁止法違反…３件（３名）

　ア　府立支援学校　男性講師（２６歳）『懲戒免職』

　　　　出会い系アプリで知り合った１８歳未満の女性と性行為をし、児童ポルノ禁止法違反（児童買春）の容疑で逮捕・送検された。

イ　市立中学校　男性教諭（４１歳）『懲戒免職』

売春斡旋業者から紹介された１８歳未満の女性と買春行為をし、児童ポルノ禁止法違反（児童買春）の容疑で逮捕され、罰金刑を受けた。

ウ　市立中学校　男性教諭（２６歳）『停職６月』

　　　　教員として採用される前に知人男性に児童ポルノを送信していたとして平成２７年６月に逮捕された。さらに、女児にわいせつ行為をしていたとして、強制わいせつ容疑で再逮捕された。

また、採用後も、逮捕されるまで児童ポルノを所持していた。

　　③監禁・集団強姦…１件（１名）

・　市立小学校　男性教諭（３２歳）『懲戒免職』

　　　　インターネットのアダルトサイトの企画に応募し、複数の男性とともに女性を姦淫し、監禁・集団強姦容疑で書類送検された。

４－４

　　④詐欺…１件（１名）

・　府立支援学校　男性講師（２９歳）『懲戒免職』

他人名義のクレジットカードを不正取得し、平成２６年１２月から平成２７年４月にかけて、当該クレジットカードを不正使用して、詐欺容疑で逮捕・送検された。

３　府教委の取り組み

　〇　平成２７年９月、府立学校新任校長研修において、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の不祥事防止に向けた研修を実施した。

　〇　平成２７年９月、小中学校新任校長研修において、学校における危機管理をテーマとして、体罰等の不祥事防止に向けた研修を実施した。

○　平成２７年１２月、府立学校長、准校長及び府立学校教頭に対する人権研修において、体罰、セクシュアル・ハラスメントなどの教職員の不祥事防止に向けた研修を実施した。

　○　平成２７年１２月７日、各府立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに「教職員の綱紀の保持について（通達）」を発出し、教職員の不祥事の根絶に向けて、改めて指導の徹底を指示した。

４－５